

12月16日に行われた「新・人間裁判」第5回口頭弁論に先立つ札幌地裁前集会での原告を決意表明を紹介します。



土屋 晴治(60才・江別市)

北海道の生活保護利用者に絶対に欠かせない燃料手当である冬季加算が一冬2万8000円も削減されま

した。その前に2013年から2015年の3年間で生活扶助費が平均で6.5%・最大で10%も削減されていましたから、生活に大きく影響してきます。

けれど、そんな憲法違反を進める安倍政権に対して、生活保護利用者は黙っていませんでした。全国25カ所、原告823人が切り下げに反対する違憲訴訟に立ちあがりました。また、全国から4000名を越す人が参加して、日本の社会保障運動史上初めてとなる、国民の生存権を謳う憲法25条を守るための「25条大集会」が東京の日比谷野外音楽堂で行われました。北海道から25人が参加し、

多くのおみなさんのご支援で。原告の一人である私も参加させていただきました。

私は、生活保護でも精神障害者手帳2級のため障害者加算が支給されています。しかし、医療費もかからず、家賃も支給されていますが、単身で6~7万円の生活費でどうやって暮らしていったらよいのでしょうか。電気代・水道代・ガス代・電話代を払ったら、残るお金はどれほどのものなのでしょうか。加齢や障害で働くことができず、生活保護を利用している者に、まるで「あなた達は、お金ばかりかかる不必要な人間だ」と言われているように聞こえます。国は、反対運動に対抗するかのようになり、7月には住宅扶助費の削減、10月からは冬季加算の削減を実行しました。これらも、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」

を保障する日本国憲法に違反することは明らかです。

裁判は始まったばかりです。多くのおみなさんのお力をお借しいただいて、必ず裁判に勝って、日本の底辺で暮らす私たちの力で、無慈悲な国に過ちを認めさせ、国民が主人公の国を作っていけたらと思っています。



藤田 則子(66才・苫小牧)

私は、市営住宅に1人で暮らしています。日々の暮らしを楽しんでいるかと問われたら、決して楽しくはありません。これからの暮らしに対する不安でいっぱいです。下がる一方の保護費を元に戻すために、この裁判は絶対に勝ちたいと思います。

母親の介護、元の主人との確執など、いろいろあった人生で、苦しいこともありました。現在も、隣人とのトラブルなど苦勞もありますし、まわりの目を気にしながらの生活しております。しかし、これからの生活は楽しく充実したものにしたいのです。

苫小牧の生活と健康を守る会のおみなさんと議論したり、会食を楽しんだりしている日々を大事にしたいと思います。

保護費の決定の仕方に納得できません。個人個人の生活実態をよく調べて、保護費の決定をしてください。まだまだ、言いたいことはたくさんありますが、私は、みな様とともに闘います。頑張ります!

